

霧島市国民健康保険条例の一部改正について

霧島市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険条例（平成17年霧島市条例第164号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市国民健康保険条例の規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正され、出産育児一時金の支給額が引き上げられたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。